

保育業務支援システム導入・サービス提供業務に係る選考基準

(1) 評価方法

評価点の合計は 1,400 点とし、評価基準表の観点から、提出資料およびプレゼンテーションにより評価を行う。

【最低基準点について】

各評価員が採点したプレゼンテーションの評価を提案者ごとに合算し、評価員の人数で割って導き出した平均が 800 点に満たなかった提案者は最低基準に満たないものとして選定対象としないこととする。

(2) 最優秀提案者の決定方法

合計点数が最も高い提案者を最優秀提案者、次に合計点数が高い提案者を次点提案者とし、最優秀提案者と契約締結に向けた個別交渉を行う。また、最優秀提案者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点提案者と個別交渉を行う。

なお、合計点数が同数の場合には、「評価基準表の金額提案」を除いた合計点数が高い提案者を最優秀提案者とする。合計点数が同数であり、かつ「評価基準表の金額提案」を除いた合計点数も同数である場合、提案者評価委員会委員長が高く点数を付けていた提案者を最優秀提案者とする。

(3) その他

正常な選考を妨げる行為、保育業務支援システム導入・サービス提供業務に係るプロポーザル実施要領に反する行為を行った提案者は失格とする。